

議第107号

京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例  
京都市教育相談総合センター条例の一部を次のように改正する。  
第6条第1項中「250円」を「260円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要がある  
るので提案する。